

議案第 55 号

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 28 年加西市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

繁昌町国道 372 号沿線第 2 期地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された東播都市計画地区計画繁昌町国道 372 号沿線第 2 期地区地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域
------------------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

繁昌町国道 372 号沿線第 2 期地区地区整備計画区域	(1)工場 (2)事務所その他これに類するもの (3)倉庫 (4)危険物の貯蔵又は処理に供するもの (5)研究所その他これに類するもの (6)貨物自動車運送事業の用に供するもの (7)自動車車庫（駐輪場を含む。） (8)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、政令第 130 条の 5 の 3 各号に掲げるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が	主たる建築物の用途がア欄第 1 号に掲げる用途に供するものは 1,000 m ² 、それ以外の用途に供するものは 180 m ² (ア欄第 7 号、第 10 号、第 11 号又は第 12 号に掲げる用途に供する建築物の敷地の場合を除く。)	次の各号に掲げる敷地面積の区分に応じたそれぞれ当該各号に定める数値とする。 (1)1,000 m²以上 10,000 m²未満の場合 1 m (2)10,000 m²以上の場合 2 m
------------------------------	---	---	--

		500 m²以内のもの (9)住宅（この地区計画区域、繁昌町国道 372 号沿線地区地区計画区域又は加西東産業団地地区地区計画区域のいずれかに存する事業所に従事する者の居住の用に供するもの）、共同住宅、寄宿舍又は下宿 (10)バスの停留所の上家 (11)休憩所又は公衆便所 (12)ごみ置き場の上家 (13)前各号の建築物に附属するもの			
--	--	---	--	--	--

附 則

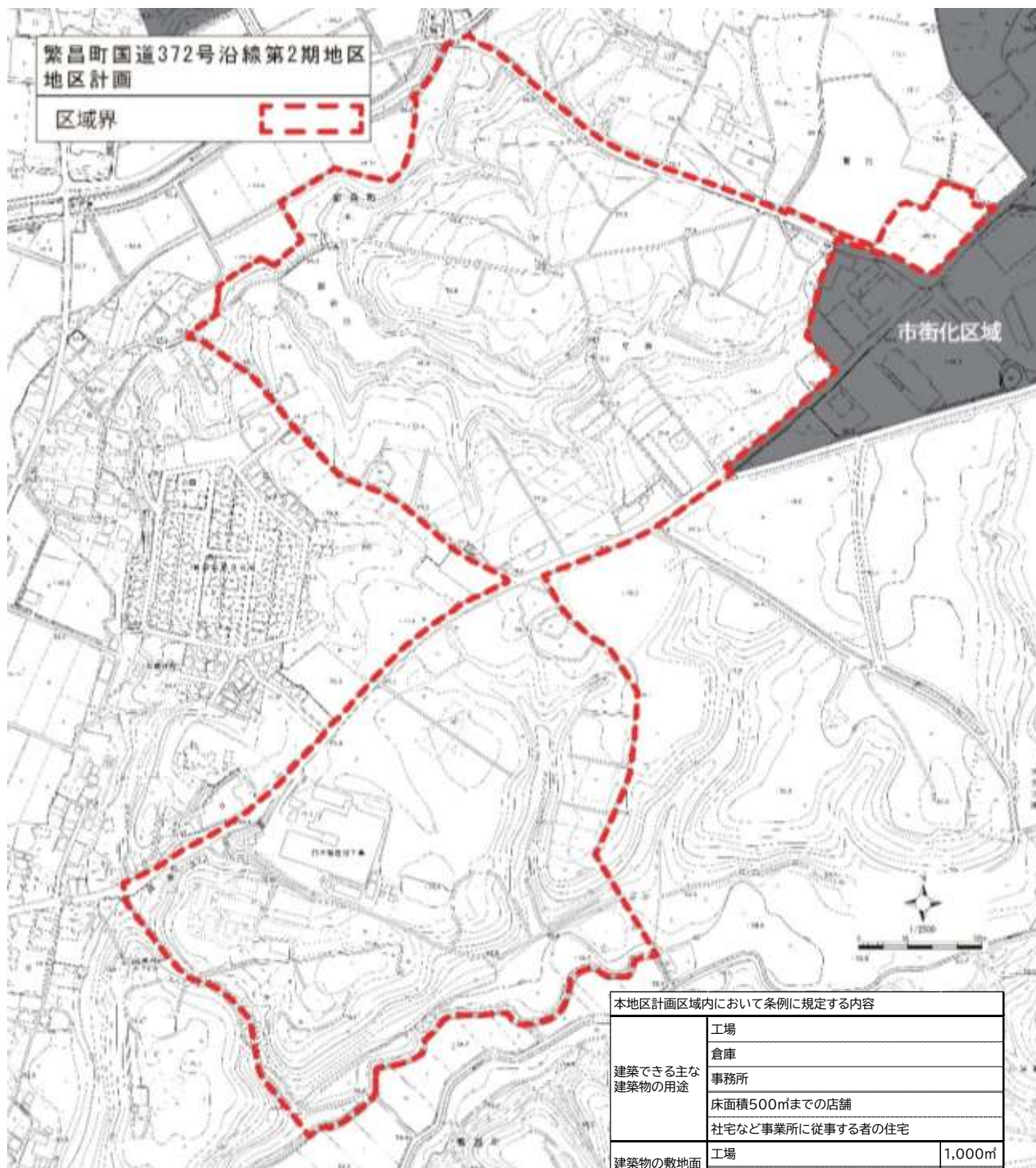
この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(審議資料)

国道 372 号沿線に位置し利便性の高い本地区において、民間事業者による産業団地整備を可能とし、加西インター産業団地に続く新たな産業用地として事業所の集積を図る「繁昌町国道 372 号沿線第 2 期地区地区計画」を決定するため、所要の改正を行うもの。

(後掲参照)

【区域図】



本地区計画区域内において条例に規定する内容		
建築できる主な 建築物の用途	工場	
	倉庫	
	事務所	
	床面積500㎡までの店舗	
	社宅など事業所に従事する者の住宅	
建築物の敷地面 積の最低限度	工場	1,000㎡
	その他の建築物	180㎡
外壁の後退距離 の限度	敷地面積1,000㎡以上10,000㎡未満	1m以上
	敷地面積10,000㎡以上	2m以上